（※保護者と利用契約の締結に際して行う「重要事項説明」の内容を記載するものです。）

「南浦和文蔵はばたき保育園」重要事項説明書

認可保育事業設置者の表示

事　業　者　の　名　称	株式会社みらいステップ
代　表　者　氏　名	高水　喜一
法　人　の　所　在　地	さいたま市南区南本町1-17-14-1階
法　人　の　電　話　番　号	048-872-3355
定款の目的に定めた事業	保育所運営

（1） 事業の目的及び運営の方針

事　業　の　目　的	株式会社みらいステップの設置する南浦和文蔵はばたき保育園は認可保育園として行う保育・教育の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満5歳未満の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。
運　営　方　針	子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため利用子どもの意思及び人格を尊重して保育・教育を提供するように努めます。また、利用する子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県・市・小学校等・子育て施設を行う者・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（2） 提供する保育の内容

1　認可保育園の概要	
名　　称	南浦和文蔵はばたき保育園
所　在　地	さいたま市南区文蔵3－38－6
開園年月日	令和7年4月1日
電話番号	048－838－6200
ＦＡＸ番号	048－838－6201
メールアドレス	buzouhabatakihoikuen@gmail.com
施設長氏名	佐藤　佳央梨
入所定員（年齢別）	「（6）乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職　員　数	「（3）職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり

取扱う保育事業	延長保育、幼児教育等
自己評価の概要	職員による自己評価を年1回実施し、併せて利用者アンケートを年1回行いサービスの向上に努めます。
第三者評価の概要	5年に1回実施を予定しています。
職員研修実施状況	さいたま市主催の保育に関する研修に参加後、園内周知研修を実施　年1回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。
嘱託医	医療法人すくすく会　たんぽぽ子どもクリニック　嘱託契約日　令和7年3月14日 医療法人社団萌芽会　橋本歯科医院　嘱託契約日　令和7年4月1日

2 保育事業所の概要

敷地	民有地を借地（あるいは市有地を使用貸借など）					面積	300.06	㎡
建物	鉄骨　2階建て					延べ床面積	342.73	㎡
施設の内容	乳児室・ほふく室	2	室	面積	61.37 ㎡	調理室	16.18	㎡
	保育室・遊戯室	3	室	面積	99.68 ㎡	調乳室	2.25	㎡
	幼児用便器	12	個			医務室	1.54	㎡
設備の種類	冷暖房、沐浴室、洗濯機、幼児用小便器、給食用厨房、避難器具、他							
安全対策	事故発生防止委員会を偶数月に開催及び職員定期研修（6月・12月）の実施							
	乳幼児賠償責任保険加入　保険会社名　スポーツ振興センター							
その他								

3 連携施設

施設名称	①みらいステップ南浦和園
施設所在	①さいたま市南区南本町1－17－14－1階
連携内容	卒園児の受け入れ

4 年間保育計画

組・グループ	保育計画
0歳児	・保健的で安全な環境の中で、心身共に健康で過ごせるようにする。 ・特定の保育士との応答的なかかわりのなかで、甘えなどを受容し愛着や信頼関係を築く。 ・一人ひとりに合わせて欲求を満たし、生活リズムの安定を図りながら、快適な生活を送る。 ・個人差を配慮し、離乳・歩行・ことばの発達を促し、まわりのものへの興味、関心を育てる。 ・簡単なマナーや、挨拶の仕方も知ることができる。
1歳児	・安定した保育者との関わりの中で、自分の気持ちや欲求を表せるようになる。 ・食事、排泄、着脱など、子どもが自分でしようとする気持ちをもち、少しづつできるようになる。 ・安全で活動しやすい環境の中で、全身を使った遊びや探索活動を十分に行い、活動範囲を広げながら歩行を確保する。 ・あいさつを言葉や動作で表す。
2歳児	・食事、排泄、睡眠、着脱等の基本的生活習慣を自分でしようとする意欲を育て、身につけていく。 ・いろいろな経験を通して言葉を豊かにし、自分の思いや気持ちを言葉で表せるようにする。 ・遊びを通してのびのびと身体を動かし、丈夫な体づくりをする。 ・挨拶を通して人との関わりを深めたり、感謝の気持ちを表現する。

3歳児	・基本的な生活習慣を身につけ、身のまわりのことなど自分でする。 ・遊びのルールを覚えながら、友だちとかかわり相手のことを考えながら楽しく遊ぶ。
4歳児	・友達と繋がりを広げ、いたわりや思いやりの気持ちを持ち、集団での生活を楽しむ。 ・基本的生活習慣や言葉を身につけ、保育者との信頼関係の中で安定した生活ができる。
5歳児	・年長としての新しい活動や行事に興味を持って取り組む。 ・就学への期待を持ち、園生活や行事に意欲的に取り組む。 ・その場に応じた挨拶やふさわしい態度を身につける。 ・友達の気持ちに気づいたり、助け合い、思いやりの心を育てる。
その他 （年間行事等）	4月入園式進級式　5月子どもの日　幼児親子遠足　健康診断　6月歯科検診　保護者会　7月七夕 8月夏祭り　9月消防署見学　10月運動会　ハロウィン　　12月　クリスマス会　サッカー大会(4, 5歳)　1月お正月　懇談会　2月節分　生活発表会　3月お別れ会　卒園式※　他　毎月の身体測定・誕生会・避難訓練を実施。※行事時期は予定です。

5　主な1日の保育スケジュール

時　間	
0歳児	7時00分～9時00分順次登園、9時朝おやつ、朝の会、設定保育（月齢により午前睡・戸外活動）、11時～昼食、12時半～15時午睡、15時半～おやつ16時30分～19時室内遊び・順次降園　　※月齢により異なります。
1歳児	7時00分～9時00分順次登園、9時朝おやつ、朝の会、10時設定保育、11時30分～昼食、12時半～15時午睡、15時半～おやつ16時30分～19時室内遊び・順次降園　　※月齢により異なります。
2歳児	7時00分～9時順次登園、9時朝のおやつ、朝の会、10時設定保育、11時30分～昼食　、12時半～15時00分午睡、15時半～おやつ、16時30分～19時室内あそび・順次降園
3歳児	7時00分～9時順次登園、10時～朝の会、設定保育、11時30分～昼食　、13時00分～15時00分午睡、15時半～おやつ、16時30分～19時室内あそび・順次降園
4歳児	7時00分～9時順次登園、10時～朝の会、設定保育、11時30分～昼食　、12時半～　15時00分午睡、15時半～おやつ、16時30分～19時室内あそび・順次降園
5歳児	7時00分～9時順次登園、10時～朝の会、設定保育、11時30分～昼食　、12時半～　15時00分午睡、15時半～おやつ、16時30分～19時室内あそび・順次降園

※保育スケジュールの中で英語教室、中国語教室、運動教室、音楽教室、幼児教室等を順次行っていきます。

6　食事の提供について

昼食・おやつ・捕食	・　毎日、自園調理し児童に提供します。 ・　保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表を配布いたします。 ・　捕食は市販のお菓子の提供をします。
アレルギー等への対応	給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。（例）卵・牛乳・そば、魚介類（えび・かに）など
衛生管理等	・　調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。

（3） 職員の職種、員数及び職務の内容

職　種		常勤職員	非常勤職員	備考
保育に従事する職員	施設長	1 人		保育運営責任者です。
	保育士	14人	5人	保育士有資格者です。
	保育従事者	人	人	厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。
	看護師	人	人	児童の健康管理と園全体の衛生管理を行います。
	保育補助者	人		充足職員の他に追加配置している保育従事者です。
調理員（委託）		3人	2人	給食、おやつ作り
事務員		人	人	施設設置者が事務長として従事しています。

1　当施設の職員は掲示板に名前と職名を掲示しています。
2　開所時間内には、認可保育事業運営基準を遵守し、必ず複数の保育従事職員を配置（児童数に応じて加配）し、保育に当たります。
3　職員の勤務体制表は月ごとに作成し前月25日に掲示します。

（4） 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開　所　日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～金　7時00分から19時00分まで　土7時00分から18時00分まで
保 育 標 準 時 間	月～土　7時00分から18時00分まで
保 育 短 時 間	月～土　8時30分から16時30分まで
時間外保育時間	標準時間　月～金　18時00分から19時00分まで　土　延長保育　なし 保育短時間　7時00分:から8時30分、16時30分～19時00分まで(土18時00分まで)
休　所　日	日曜日・祝祭日・年末年始　(12/29～1/3)

（5） 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

0～2歳児	保育料	3～5歳児	給　食　費
保育料はお住まいの各自治体が決定します。		月7．500 円	主　食　費　2　6　0　0円 副　食　費　4　9　0　0円

2　上記のほか、保護者に負担していただくものは、布団のリース代275円、カラー帽子1,200円、ネームホルダー50円、 出席ブック（3,4,5歳児のみ）530円、スポーツ共済費350円、リースの布団専用のシーツ、毛布購入希望の方各1枚2,200円、実費徴収として行事費（夏祭り、運動会、ハロウィンなど）1,000円、チャレンジカップ参加送迎代1,500円（4,5歳児のみ）、サッカー,行事送迎代1,200円/月（4,5歳児、3歳児は1月～3月）、卒園式代（5歳児のみ）1,100円。実費徴収は12カ月で割ったおおよその額を毎月にわけて請求します。0,1,2歳児：年間1,000円、3歳児：月額400円、4歳児：月額1,400円、5歳児：月額1,200円。3、4、5歳遠足代、5歳田植え代は随時集金

3　自主事業（付帯サービス）の利用料金

・ 幼児教育（全園児対象）＝保育時間中に、幼児教育、運動教育及び外国語教育を行います。

・延長保育料は、保育時間が標準時間の場合（１８：OO以後）、月極30分2,000円、60分4,000円、随時30分250円、60分500円になります。短時間場合は（8：30以前、16：30以後）、随時30分250円、1時間500円となり、月極はありません。　　※18時以降は軽食を出します。（1回30円）

4 上記2～4の金額は、すべて消費税を含む金額です。

5 月額の保育料以外の支払いは引き落としとなります（毎月27日）

銀行名　埼玉りそな銀行　　支店　南浦和支店　　口座名　株式会社みらいステップ

口座番号　普通　4572151

（6） 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定　員	6人	９人	９人	１２人	１２人	１２人

（7） 認可保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当南浦和文蔵はばたき保育園の利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となってから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくことになりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

2 利用に当っての留意事項

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の9時までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、短時間保育の場合は16時30分まで、標準時間の場合は17時30分までにご連絡下さい。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師が必要を認め、当園が処方を受けた薬に限り、医師の直接指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
入園時に用意するもの	別紙参照
毎日持参するもの	別紙参照

（8） 緊急時における対応方法

１　保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、　嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

２　保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	医療機関　たんぽぽ子どもクリニック／橋本歯科医院
	さいたま市南区南浦和1-33-15グレースビル2階　電話　048-762-8066 さいたま市南区文蔵3-2-20　電話　048-865-6182
消防署（救急）	管轄消防署名　さいたま市南消防署
	所在地　さいたま市南区根岸3-10-7　　電話　048-861-0119
警察署	浦和警察署
	所在地　さいたま市浦和区常盤４－１１－２１　　電話　048-825-0110

（9） 非常災害対策

消防計画作成（変更）届出書	さいたま市南消防署　　令和3年3月30日届出 防火管理者　　氏名　高水　喜一			
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練及び消火訓練（月１回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第１避難場所	文蔵小学校	広域避難場所	岸中学校

（10） 虐待の防止のための措置に関する事項（南浦和文蔵はばたき保育園の取組）

１　南浦和文蔵はばたき保育園の設置者及び職員は児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

・入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
・入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
・入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
・入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

２　児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

３　児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

（11） 前項目に掲げるもののほか、認可保育園の運営に関する重要事項

1　保護者会について
　年に1回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会）の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

2　運営委員会について
　年に1回、開催予定です。施設代表者、外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する方）及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

3　健康診断等について

歯科	0歳児～5歳児	年1回、嘱託医（歯科）が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
健康診断	0歳児～5歳児	年2回、嘱託医（小児科）が検診をします。検診の結果については、児童票（日々の成長記録）及び連絡帳に記載します。
	全職員	当施設の職員は、毎年入社月、または採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月月末に身長・体重測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録） 及びけんこうの記録に記載します。

※　その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

4　賠償責任保険の加入　　※別紙、スポーツ振興センター資料参照

1事故	300.000千　円
	円

5　保育内容に関する相談.・苦情窓口の設置

（1）南浦和文蔵はばたき保育園相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者　氏名　佐藤　佳央梨	電話　048-838-6200	（役職　園長）
相談・苦情解決責任者　氏名　高水　喜一	電話　048-773-0011	（役職　代表取締役）
第三者委員　氏名　佐藤　秀一	社会福祉法人　大地会	電話　048-876-1008
氏名　杉本　拓也	社会福祉法人　うぐす拓育会	電話048－298－7887
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。	